

入札に関する質疑

件名	(コンサル) 8403_防災行政無線 (同報系) 更新工事基本設計業務委託	
受付日	質疑	回答
4/20	<p>1</p> <p>仕様書 8 実験設備 実験局免許及び自社保有となっておりますが、電波伝搬調査を実施する仕様ではないです 意図をご教授願います</p> <p>仕様書 9 管理技術者・業務主任者 業務分担として、管理技術者が現場統括、業務主任者が照査業務の認識で良かったですか それぞれに技術士資格が必要ですか 雇用関係証明として技術士登録等証明書の提出でもよろしいですか</p> <p>仕様書 10 提出書類 担当技術者届が求められておりますが、担当技術者も選任が必要ですか 業務主任者届は不要ですか</p> <p>仕様書 19 設計仕様 (5) 積算書の作成：整備費用概算積算書 (8) ①イ概算積算書：実施設計業務の概算積算書の認識で良かったですか</p>	<p>・仕様書 18 (1) ②・⑤、(2) ④、仕様書 19 (3) ③に記載のとおり、電波伝搬状況を考慮する上で、必須の設備とします。</p> <p>・記載の認識のとおりです。 ・雇用証明につきましては、海老名市ホームページから雇用証明書の様式がありますので、そちらをご使用ください。</p> <p>・技術担当者は業務主任者と読み替えてください。 ・業務主任者届及び管理技術者届は、当市の委託業務主任者等選任届の様式に沿って届出ください。 なお、様式は海老名市ホームページにありますので、そちらをご使用ください。</p> <p>・記載の認識のとおりです。</p>

4/27	2	<p>仕様書 8 実験設備より</p> <p>「電波法省令第 6 条に基づき、受託者が総務省より直接免許を受けた局であり、かつ自社所有であること」と記載されておりますが、</p> <p>基本設計業務は机上検討を中心に実施するものと理解しており、実験局を用いた電波伝搬調査は対象外であると認識しております。</p> <p>当社は電波伝搬実験を実施するための実験局免許（二重免許）を取得しており、本業務の遂行に支障はないと考えておりますが、その場合でも「電波法省令第 6 条に基づき、受託者が総務省より直接免許を受けた局であり、かつ自社所有であること」は要件として必要でしょうか。</p>	<p>・仕様書 18（1）②・⑤、（2）④、仕様書 19（3）③に記載のとおり、電波伝搬状況を考慮する上で、必須の設備とします。</p>
------	---	--	--